



議会だより

第1回定例会

議会の情報は下関市の
ホームページから

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

委員定数は5人以内、委員候補者は大学教授や税理士などの学識経験者や、市民代表として自治会関係者などを考えている。

問 委員候補者の中に、公共施設の利用者や関係者は含まれているのか。

答 現在考えている5人の委員の中には含まれていない。

問 施設の利用者や関係団体の意見はどのように反映させていくのか。

答 市民などの意見についてはアンケートなどの手法を検討している。

【執行部の説明】

◎下関市いじめ重大事態調査委員会
教育委員会の要綱で設置している

「いじめ問題対策推進協議会」では、「いじめ問題対策委員会」と「重大事態調査委員会」の2部構成としていたが、国の補助金対象との兼ね合いや他の中核市の状況を踏まえ、「いじめ問題対策推進協議会」から「重大事態調査委員会」を切り離し、教育委員会の附属機関として、新たに「下関市いじめ重大事態調査委員会」を設置しようとするものである。

問 この委員会に教育委員は入っていないが、調査の結果などは教育委員会にも報告されるのか。

答 その通りである。

議案第40号 「下関市行政財産使用料条例の一部を改正する条例」

本案は、現在建設中の本庁舎立体駐車場を有料とすることに伴い、使用料の額と納付方法を定めようとするものです。

【執行部の説明】

市役所に用務がある場合は無料とし、それ以外で使用する場合は、入庫から1時間以内の出庫は無料とする。1時間を超えての出庫は、入庫時にさかのぼって使用料を算定する他、12時間以内の最大料金を800円とする。

問 市役所に用務がある場合でも、1時間を超える場合は有料になるのか。

答 市役所に用務がある場合は、1時間を超えても無料である。

問 周辺には上限600円の駐車場があるが、上限を800円とした理由は。

答 低い水準で使用料を定めると、市役所に用務のない方までが使用し、市役所に用務がある方が使用できなくなる恐れがあることから、あえて割高感を出している。

問 土曜日や日曜日に無料開放する考えはないのか。



市役所本庁舎立体駐車場

答 土曜日や日曜日に無料開放してはどうかとの意見もあるが、周辺の民間駐車場の経営を圧迫してはいけないと考えたことから、無料とはしていない。

議案第41号 「下関市企業立地促進条例の一部を改正する条例」

本案は、既存立地企業の設備更新などに係る投資の促進を目的として、企業立地の奨励措置を拡充するため、必要な条文整備を行うとするものです。

議案第34号 「下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例」

本案は、「下関市公共施設マネジメント推進委員会」と「下関市いじめ重大事態調査委員会」の2つの附属機関を設置するため、必要な条

文整備を行うおとするものです。

【執行部の説明】

◎下関市公共施設マネジメント推進委員会

平成27年度に着手予定の「公共施設等総合管理計画」の策定過程において、当該委員会が調査・審議などを行うことを想定している。



2月26日から3月27日を会期として第1回下関市議会定例会が開催されました。ここでは、提案された一般議案について、委員会での主な審査内容を紹介します。

※議会だより「平成27年第1回定例会代表質問特集を、16頁、17頁（中央部）に差し込む形で掲載しています。併せてご覧ください。

問 委員（議員）からの質疑など

答 市役所執行部からの答弁など

【執行部の説明】

本市に立地する工場などの多くが更新時期を迎えつつあることから、現行は事業所の新設と増設を対象としている企業立地に係る奨励措置に、生産の増強などに直接関係することなどを条件に更新を追加する他、移転についても奨励措置の対象とすることで、投資の促進を図ろうとするものである。

切る環境を整備することは、雇用の確保や地元経済の活性化を図る上で極めて重要であると考えている。

議案第63号
「下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

問 企業誘致の必要性は認めるが、このような奨励措置の拡充は行き過ぎではないか。
答 企業の国内外での集約化などが進む中で、企業誘致に関する都市間競争が激化している。万が一、既存の立地企業が撤退することになれば、地元経済に与える影響は大きなものがある。既存の立地企業が設備更新などへの投資に踏み

問 この他にも、解体が必要な市営住宅はあるのか。
答 昭和20年代・30年代に建てられた建物で、今後取り壊しを予定している住宅については、要望に

本家は、老朽化した王喜宇津井住宅と豊北町にある大庭住宅の解体撤去に伴い、団地の名称を条例から削除するため、必要な条文整備を行うおとするものです。

議案第73号
「臨海土地造成事業特別会計の経営健全化計画の変更について」

本家は、平成23年度から平成32年度までの10年間を期間として策

問 今回の王喜宇津井住宅と大庭住宅を解体撤去した後の敷地は、どうするのか。
答 これらの市営住宅の敷地は、新たに集合住宅を建てるには条件が悪いため、市営住宅としての用途は考えていない。今後は、民間への売却も視野に入れ、検討していきたいと考えている。

より別の団地に移転をしていただくという形で動いている。

【執行部の説明】

平成24年度以降、あるかぼーと地区へのアミューズメント施設や飲食店の誘致などを行った結果、資金不足比率(※)が当初の計画以上に着実に改善されている。

このたびの変更は、計画期間を平成30年度までに短縮するとともに、長州出島で浚渫土砂を受け入れ、その受入金財源に埋立造成中の産業振興用地について、今後、30億円かけて地盤改良などの整備を行い、当該産業振興用地の早期売却・貸し付けを目指し、本会計の資金不足を早期に解消しようとするものである。

▼審査結果▲

第1回定例会では、これらの議案を含め86件が提案され、一部反対があった議案もありましたが、いずれも原案の通り可決(承認、同意)されました。
各議案に対する議員個別の賛否の結果については市ホームページをご覧ください。

して売却するが、評価見込み額は42億円である。

※資金不足比率：地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出する比率で、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもの

今後の予定について

6月定例会が予定されましたのでお知らせします。
この日程は予定であり、今後、変更となることがあります。

第2回定例会(6月)

日	曜日	会議など
5	金	本会議(提案説明など)
6	土	休会
7	日	休会
8	月	常任委員会
9	火	常任委員会
10	水	常任委員会
11	木	常任委員会
12	金	休会(整理日)
13	土	休会
14	日	休会
15	月	本会議(一般質問)
16	火	本会議(一般質問)
17	水	本会議(一般質問)
18	木	本会議(一般質問)
19	金	本会議(一般質問)
20	土	休会
21	日	休会
22	月	本会議(表決など)

議会事務局議事課
☎ 231-4121(直通) ☎ 234-5171
✉ gkgijika@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

問 整備予定の産業振興用地は臨海土地造成事業特別会計の土地台帳に載ると思うが、この土地の簿価が30億円で登載されるということか。
答 産業振興用地を売却・貸し付けするための整備に30億円が必要というものであり、整備後に土地を評価

あるかぼーと地区

